

第4章 施策の展開

4. 施策の展開

1 施策と市民・事業者の取組

基本目標を達成するための具体的な取組を示します。施策は市が施策事業として進めていくもの、市民・事業者の取組は、それぞれの行動指針となるものです。

基本目標 1

自然と水辺の美しいまち

行動目標 < 1 >

ふるさとの緑や農地を守る

市内に点在する樹林地と、身近な雑木林や緑地、周辺農地の保全・整備を進めて、市内の自然環境の保全に努めます。

施策

(1) 樹林地や緑地の保全	
①	地域住民や市民団体等と連携を図りながら、市内の保安林を管理・保全していきます。
②	館林市開発事業指導要綱等に基づき、開発時や宅地造成時の緑地の保全・確保を推進していきます。
③	緑の基本計画策定に向けて調査・検討を行います。
④	保存樹木等の指定や助成措置等により、保存樹木の維持管理に努めます。
(2) 農地の保全と活用	
①	農業者と地域住民による農地・水路・農道等の多面的機能の維持・向上の取組を推進します。
②	農業振興地域整備計画に基づき優良農地の保全・活用を行います。
③	将来の担い手へ農地を集積・集約することを促進し、耕作放棄地の発生防止・解消と農業の担い手の確保に努めます。
④	適正な農薬使用の指導等、安全安心な農産物の生産を推奨することにより、環境保全型農業を推進します。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
【1】	保安林の下草刈りや清掃活動に参加する	【1】	湿地や雑木林をなるべく避けて開発を行う
【2】	近くの雑木林や古木を大切にし、適正に管理する	【2】	事業によりやむをえず破壊した緑は、植栽等により再生を図る
【3】	農地周辺の保全や植栽などの景観形成に協力する	【3】	農地等の多面的機能の維持・向上や環境保全型農業に努める【農業従事者】

行動目標<2>

水辺環境を守る

城沼や多々良沼などの沼地や、茂林寺沼や蛇沼の湿原など恵まれた水辺環境とその周辺の保全・整備を進めて、他都市に誇れる美しい水辺を守り・創造します。

施策

(3) 沼地や湿原などの水辺環境の保全と活用	
①	市民や事業者と連携しながら茂林寺沼低地湿原の保全・管理を実施します。
②	市民や事業者と連携しながら蛇沼・入ノ谷湿原の保全・管理を実施します。
③	「館林市歴史文化基本構想」に基づき、里沼(SATO-NUMA)の保全・活用を推進します。
(4) 水辺の環境保全活動の推進	
①	市民活動による水辺のクリーン活動を推進します。
②	水辺の植生調査等により水辺の生態系の状況を把握し、保全のための取組を推進します。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
【4】	身近な水辺を普段から観察し、水辺環境の変化を感じとる	【4】	調整池、排水処理水等を利用して水辺空間を整備する
【5】	ヨシ刈りや清掃活動等水辺の環境保全活動に積極的に参加する	【5】	事業によりやむをえず破壊した水辺環境は、ビオトープ等により再生を図る
【6】	城沼サミットや里沼(SATO-NUMA)の保全活動等水辺の環境保全活動に参加する	【6】	城沼サミットや里沼(SATO-NUMA)の保全活動等水辺の環境保全活動に参加する

行動目標<3>

水資源を守る

河川の流量維持や地下水・湧水を保全し、地盤沈下の抑制にもつながる雨水の貯留や涵養能力を高め、水資源の保全と水循環の回復に努めます。

施策

(5) 地下水の保全と涵養の推進	
①	地下水資源の保全と地下水採取の適正化を図ります。
②	道路等整備時には透水性舗装を導入する等まちなかの雨水の地下浸透を促進します。
③	開発時や宅地造成時の雨水浸透柵の設置指導や、住宅等の雨水浸透柵の設置を推進していきます。
(6) 雨水の貯留と有効利用の促進	
①	公共施設や大規模事業所等に雨水貯留槽の設置を促進し、雑用水等への雨水利用を推進します。
②	住宅等への雨水貯留槽の設置を促進し、雨水利用の促進を図ります。

市民・事業者の取組

市 民		事 業 者	
【7】	住宅周辺を緑化し、雨水の地下浸透を促す	【7】	中水道設備等を導入し、水を循環利用する
【8】	雨水浸透柵を設置し、雨水の地下浸透を促す	【8】	工場等への雨水貯留施設の設置や積極的な工業用水の利用を図る
【9】	雨水貯留槽などを設置し、雨水を有効に使う	【9】	地下水汲み上げ量の適正化を図る

行動目標<4>

生きものの多様性を守る

多様な野生動植物の生息・生育空間の保全・整備や生態系の監視を進めて、生きものの多様性の保全に努めるとともに、県内でも貴重な動植物が多数見られる生息・生育環境を保護・育成し、その重要性の啓発を進めていきます。

施策

(7) 生きもの調査と動植物の保全活動の推進

- | | |
|---|---|
| ① | 市内の動植物の生息・生育の実態を把握するため、生きもの調査を実施します。 |
| ② | 多々良沼・城沼に飛来するハクチョウの継続的な観察を行い、飛来地となる水辺環境の保全活動を推進します。 |
| ③ | ホタル、オニバス、ムシナモ、メダカ等、貴重種の保護活動を推進し、団体の育成を促進します。 |
| ④ | タタラカンガレイ等地域固有種の保護やアサザやジュンサイ等の浮葉水生植物の生育水域の確保のための水辺環境の保全活動を推進します。 |

(8) 生息・生育環境の保全・整備の推進

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① | 渡り鳥等の保護促進のため、鳥獣保護区等の指定区域の維持に努めます。 |
| ② | ホタルの川やトンボ池等身近な生き物とふれあえる場の整備を検討します。 |
| ③ | 動植物の生息・生育環境の適切な維持管理を推進します。 |

(9) 外来種対策の推進

- | | |
|---|--|
| ① | 特定外来生物の生息区域等の調査を行い、その情報や対応に関し、広報紙や市ホームページ等により情報発信を行っていきます。 |
| ② | クビアカツヤカミキリ等特定外来生物の駆除や対策等を市民・事業者と協力しながら行っていきます。 |
| ③ | クビアカツヤカミキリの被害拡大を防ぐために、薬剤防除や被害木伐倒を中心とした拡散防止策を進めます。 |

市民・事業者の取組

市民		事業者	
【10】	生きもの調査に協力する	【10】	湿地や雑木林を開発する場合は、生態系に十分配慮する
【11】	市や市民団体の貴重種の観察会や保護活動に積極的に参加する	【11】	事業所の近くに貴重な動植物が生育・生息している場合は、従業員にその旨を周知させ、保護に努める
【12】	みだりに外来種等を野や沼に放さない	【12】	動植物を扱う、または関連する業にあっては、みだりに外来種等を野や沼に放し、生態系を乱すことのないようにする

行動目標<5>

自然とのふれあいを創造する

豊かな水辺空間を生かした親水機会の創出や、野外活動施設等の整備、イベントの開催等を進め、水辺や自然と親しむ機会を創造していきます。

施策

(10) 水辺と親しむ場と機会の創出	
①	水辺の遊歩道の整備とネットワーク化を推進し、水辺と親しむ場を創出します。
②	市民団体等による水辺に親しむ活動の支援を行い、水辺と親しむ機会の場を創出していきます。
③	城沼サミットや里沼（SATO-NUMA）の保全活動などで身近な水辺環境に関する情報発信を行います。
(11) 自然と親しむ場と機会の創出	
①	野鳥観察棟等の適正な維持管理を行っていきます。
②	野鳥の森の整備・維持管理を行っていきます。
③	自然と親しみながらウォーキングできる機会を提供します。
④	野外活動を通じて身近な自然の学習機会を提供していきます。
⑤	体験型農園等の土（自然）にふれあえる機会を提供します。
⑥	イベントや講習会等により花や緑に親しみ、自然への理解を深める機会を創出します。

市民・事業者の取組

市 民		事 業 者	
【13】	休日等は、水辺や公園、野外施設等に出かけてみる	【13】	敷地内に、水辺や自然とふれあえる空間を整備する
【14】	水辺や自然と親しむイベントや講習会等に積極的に参加する	【14】	水辺や自然とのふれあいを高める事業に、積極的に協力する
【15】	水辺や自然、環境などへの造詣を深め、指導者やリーダーとして地域の活動に貢献する	【15】	従業員に野外活動を奨励し、野外活動の場や機会の確保に努める

基本目標2

安心して暮らせるまち

行動目標<6>

空のきれいさを確保する

法令などによる監視・規制・指導や自動車排出ガスの抑制対策を進めて、大気汚染を未然に防ぎ、まちの空にきれいな空気を確保します。

施策

(12) 大気汚染の未然防止と監視・測定	
①	県と連携した監視及び指導を行い、事業所からの大気汚染物質の排出の未然防止に努めます。
②	敷地内での農業廃棄物やごみを燃やす等野焼きを行わないよう、啓発を行います。
③	大気環境の常時監視情報を継続的に提供していきます。
(13) 自動車排出ガスの抑制の推進	
①	徒歩や自転車・バス等公共交通機関による移動を推進し、自動車の利用頻度の低減を促します。
②	エコドライブ・エコ整備等の取組の啓発を行い、自動車からの排出ガスの抑制に努めます。
③	電気自動車（EV）等次世代自動車の率先導入を推進するほか、市民や事業者へ導入に向けた普及促進を行います。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
【16】	ごみを自宅で燃やさない	【16】	野焼きをしない
【17】	なるべく徒歩や自転車・公共交通機関を利用する	【17】	自動車の排ガス基準を遵守する
【18】	自家用車を買う際は電気自動車（EV）等次世代自動車を選ぶ	【18】	電気自動車（EV）等次世代自動車を導入する

行動目標<7>

水のきれいさを確保する

法令などによる規制・指導と家庭からの生活排水対策を進めて、河川や沼の水質を浄化し、きれいな水を確保します。

施策

(14) 河川等水質汚染の未然防止と監視・測定	
①	県と連携した監視及び指導を行い、事業所からの水質汚染物質の排出の未然防止に努めます。
②	河川水質調査を実施し、県の実施結果と併せて継続的に情報を提供していきます。
③	農業集落排水や地域し尿処理施設における水質調査を定期的実施します。
(15) 生活排水対策の推進	
①	イベントや出前講座等により、家庭でできる生活排水対策の意識啓発を行っていきます。
②	公共下水道の整備促進を行い、河川等への生活排水の直接流入を防ぎます。
③	合併処理浄化槽の設置支援とともに、浄化槽の適正管理に関する普及啓発を行います。
(16) 水質浄化のための取組推進	
①	環境ボランティア団体の活動や城沼サミットへの活動支援等を行い、水質浄化のための取組を推進します。
②	市民や事業者と協力して水路の清掃等を実施し、河川や沼の水質改善に努めます。
③	水質浄化に関する対策の調査・研究を継続して行い、より効果的な水質浄化のための手法の把握に努めます。

市民・事業者の取組

市 民		事 業 者	
【19】	公共下水道が整備されていない地域では合併浄化槽へ早期に切り替える	【19】	工場排水は、排水基準を遵守する
【20】	油汚れ等は一度拭いてから洗い、洗剤等は適量を使用する	【20】	部品の洗浄等、水を使う工程を見直して汚水の排出量を減らす
【21】	野菜くずや食べ残し、食用油を流さない	【21】	処理施設を常に点検し、適正に維持管理する

行動目標<8>

まちの静けさを確保する

法令などによる規制・指導と生活騒音や事業所騒音対策を進めて、まちなかの騒音を防ぎ、静けさを確保します。

施策

(17) 事業所等からの騒音・振動の未然防止と監視・測定	
①	規制基準遵守の指導や対策等の支援を行い、事業所や店舗からの騒音・振動の未然防止に努めます。
②	住工分離を考えた土地利用の適正化を推進し、騒音・振動の未然防止に努めます。
③	環境騒音、自動車騒音等の測定を行い、県の実施結果と併せて継続的に情報を提供していきます。
(18) 生活騒音対策の推進	
①	低騒音型家庭用機器等の情報提供等により、生活騒音防止のための普及啓発を図ります。
(19) 自動車騒音・振動対策の推進	
①	低騒音舗装等による道路整備を推進します。
②	自動車運転時の不要なアイドリングや空ぶかしの自粛の呼びかけを行います。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
[22]	掃除機や洗濯機等は低騒音型のものを選ぶ	[22]	車両や機械等に、低騒音型のものを導入する
[23]	近隣の住宅に迷惑をかけるような音は出さない	[23]	工場等の防音対策を進め、騒音基準等を遵守する
[24]	自家用車の無駄なアイドリングや空ぶかしをしない	[24]	トラック等の無駄なアイドリングや空ぶかしをしない

行動目標<9>

まちの清潔さを確保する

悪臭、不法投棄、ポイ捨て対策などを進めて、環境美化に対する意識を高め、まち全体の清潔さを確保します。

施策

(20) 事業所等からの悪臭の未然防止	
①	規制基準遵守の指導や対策等の支援を行い、事業所や店舗からの悪臭の未然防止に努めます。
②	農業等における堆肥の製造及び使用・管理等に伴う臭気対策や、畜産業より発生する糞尿の適正処理の推進により、悪臭の未然防止に努めます。
(21) 不法投棄対策の推進	
①	廃ビニール等農業廃棄物の定期的な回収や事業系廃棄物の適正処理の徹底により、不法投棄の未然防止に努めます。
②	廃棄物の適正な収集に関する指導と分別指導の徹底により、適正処理の徹底を図ります。
③	「館林市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」に基づき、残土等の適正処理を推進します。
④	パトロール等により不法投棄監視活動を行っていきます。
⑤	空き家や空き地・耕作放棄地の所有者等に適切な管理や措置等を要請していきます。
(22) まちの美化対策の推進	
①	「館林市みんなでまちをきれいにする条例」の啓発を行い、パトロール等によりポイ捨ての防止を推進していきます。
②	市民の清掃活動の支援を行い、まちの美化活動を推進していきます。
③	ごみステーションでの分別指導やカラス等対策の推進により、ごみの散乱を予防します。

市民・事業者の取組

市 民		事 業 者	
【25】	ごみは決められた日時に決められた方法で出す	【25】	ごみは適正に処理し、不法投棄をしない
【26】	ポイ捨てや犬のふんの放置をしない	【26】	従業員にポイ捨て防止の指導を徹底する
【27】	市民一斉清掃に協力する	【27】	市や地域の環境美化活動に積極的に協力する

行動目標<10>

まちの安全を確保する

法令などによる監視・規制・指導や環境汚染物質などに関する情報収集や調査を進め、健康で安全な暮らしを確保します。

施策

(23) 地盤沈下の防止対策

- ① 地盤沈下の観測結果に関する情報を継続的に提供していきます。

(24) 化学物質の適正管理

- ① 法令等の改正情報など、有害廃棄物の適正処理に関する情報提供を行います。
- ② 廃棄物処理施設の適正管理を行い、管理状況について情報発信を行います。

(25) 空間放射線量の監視・測定

- ① 空間放射線量を定期的に測定し、結果に関する情報発信を行います。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
[28]	除草剤や殺虫剤を適正に（適量を）使用する	[28]	農家は農薬や化学肥料を適正に（適量を）使用する
[29]	有害化学物質に関する情報を集める	[29]	化学物質の管理を徹底する
[30]	有機野菜や環境にやさしい製品（詰め替え・リサイクル製品等）を購入する	[30]	有害性の高い化学物質は適正に使用する

基本目標3

緑潤う快適なまち

行動目標<11>

緑とのふれあいを高める

今ある貴重な緑を生かしたまちなかの緑化の推進や公園の整備等を進めて、身近で緑とふれあえる機会を高めます。

施策

(26) 緑化の推進	
①	緑化協定や樹木・生垣・植栽等の支援により、工場・事業所等の緑化を推進していきます。
②	公共施設や学校等の緑化を推進していきます。
③	緑のカーテンや樹木・生垣・植栽等の支援により、まちなかや住宅の緑化を推進していきます。
④	市民が緑に親しめる「グリーンバンク」等の利用を促進し、緑化に関する意識啓発を推進します。
⑤	身近な緑にふれあう機会とともに、ヒートアイランド対策にも寄与するまちなか（中心市街地）の緑化を推進していきます。
⑥	「たてばやしオープンガーデン」の参加促進により、個人住宅の緑化を推進していきます。
(27) 緑のネットワークの創出	
①	緑道の適正管理や街路樹の整備等道路空間の緑化により、緑のネットワーク化を推進していきます。
②	公園・緑地等の整備・維持管理により、緑のネットワークを形成していきます。
(28) 市民参加の緑化活動の推進	
①	市民参加型の公園づくりや、住民参加による公園管理を推進していきます。
②	緑化ボランティアによる緑化活動やイベント等の取組を支援し、協働での緑化活動を推進していきます。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
[31]	生垣や植栽、緑のカーテンなど住宅の緑化を行う	[31]	良好な緑をもつ事業所は、積極的に市民に公開する
[32]	自宅で庭木や鉢花等を育てるほか、身近な公園の管理に参加・協力する	[32]	事業所の敷地内に積極的に緑の空間を作り、潤いのある労働環境をつくる
[33]	市等が開催する緑のイベントや緑化ボランティア等に参加する	[33]	緑とのふれあいをテーマとしたイベント等に積極的に協力する

行動目標<12>

美しさとゆとりを高める

まちなかの景観形成に配慮した活動を進め、歴史的建物や周辺の環境に調和した町並み等、美しくゆとりのある都市景観を創造していきます。

施策

(29) 都市景観の形成とゆとりある都市空間の創造	
①	パトロール等による道路緑地帯等のごみ不法投棄の防止と啓発を行います。
②	土地区画整理事業の推進により、ゆとりある都市空間を創造します。
③	空き家や空き店舗等の利活用を推進します。
(30) 歴史的景観の保全	
①	「館林市歴史文化基本構想」に基づき、里沼（SATO-NUMA）の沼辺文化の保全・活用を推進します。
(31) 花があふれる景観の形成	
①	緑化ボランティア等による「まちなか花壇」の取組を推進します。
②	市民協働による既存公園等の花壇の整備を検討します。

市民・事業者の取組

市 民		事 業 者	
【34】	住宅の建築や建て替え時には、周辺の景観との調和にも配慮する	【34】	建物等を建築する際は周辺景観との調和に配慮する
【35】	空き家等の利活用に協力する	【35】	空き店舗等の利活用に協力する
【36】	地域単位で花壇を管理し、花や緑のあふれるまちづくりを推進する	【36】	開発等に際して埋蔵文化財が発見された場合には、現場の保存に努め速やかに市に報告する

行動目標<13>

まちなかの快適さを高める

夏に気温が非常に高くなる立地的特性を踏まえて、ヒートアイランド対策を進め、夏でも快適なまちづくりを進めます。

施策

(32) まちなかのクールダウンの推進	
①	遮熱性塗装整備等、道路等の遮熱対策の推進を行います。
②	住宅や事業所における暑熱対策（緩和策・適応策）のための情報提供を行います。
③	館林クールシェアスポットへの登録を促進し、クールシェア事業の普及啓発を推進します。
④	雨水や二次利用水等を利用した打ち水を行い、涼化を推進します。
(33) 水と緑のまちづくりの推進	
①	緑のカーテンや樹木・生垣・植栽等の支援により、まちなかや住宅の緑化を推進していきます。（再掲）
②	市民が緑に親しめる「グリーンバンク」等の利用を促進し、緑化に関する意識啓発を推進します。（再掲）
③	緑道の適正管理や街路樹の整備等道路空間の緑化により、緑のネットワーク化を推進していきます。（再掲）
④	公園・緑地等の整備・維持管理により、緑のネットワークを形成していきます。（再掲）
⑤	身近な緑にふれあう機会とともにヒートアイランド対策にも寄与する、まちなか（中心市街地）の緑化を推進していきます。（再掲）
⑥	緑化ボランティア等による「まちなか花壇」の取組を推進します。（再掲）

市民・事業者の取組

市民		事業者	
【37】	緑のカーテンや緑化に努める	【37】	工場・事業所内の緑化をする
【38】	打ち水を実践する	【38】	工場・事業所での排熱利用を検討する
【39】	住宅の省エネ化・遮熱化に努める	【39】	工場やオフィス等の省エネルギーに努める

基本目標4

低炭素と循環型のまち

行動目標<14>

再生可能エネルギーの導入を推進する

本市の地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入の可能性を検証し、住宅や事業所、公共施設等での導入を推進していきます。

施策

(34) 再生可能エネルギーの導入・利用促進

①	公共施設への太陽光や地中熱等の利用、及び再生可能エネルギー由来の電力調達等を検討・推進します。
②	公共施設への蓄電池併用型再生可能エネルギー等の導入を検討します。
③	事業者や家庭へ再生可能エネルギーや蓄電池、事業者用・家庭用燃料電池やV2H (Vehicle to Home) の活用等に関し、普及啓発を行います。
④	電気自動車 (EV) や燃料電池自動車等次世代自動車の導入推進と普及啓発を図ります。
⑤	事業者にRE100等の企業の気候変動対策に関する情報を提供します。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
[40]	太陽光発電や太陽熱利用、蓄電池、家庭用燃料電池等を設置する	[40]	太陽光発電や太陽熱利用、蓄電池、事業者用燃料電池等を設置する
[41]	自家用車を買替える際は電気自動車 (EV) 等次世代自動車を選ぶ	[41]	電気自動車 (EV) や燃料電池車等次世代自動車を導入する
[42]	再生可能エネルギーで発電された電気を利用する	[42]	再生可能エネルギーで発電された電気を利用する

行動目標<15>

省エネルギーを推進する

省エネルギーや環境にやさしいエコライフ活動等低炭素なライフスタイルの実践に向けて、市民、事業者、行政が、それぞれ自発的に省エネルギー等に取り組めるよう、普及啓発を行ってまいります。

施策

(35) 家庭や事業所の省エネルギーの推進	
①	電気・ガスの効率的な利用等の省エネルギー行動や、環境にやさしいエコライフ活動等の低炭素なライフスタイルに関する普及啓発を行います。
②	県地球温暖化防止活動推進員と連携し、省エネルギーや地球温暖化防止に関する活動の情報収集や、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発に取り組みます。
③	家電やオフィス機器の省エネ対策や高効率機器への買い替え、スマートメーターの活用等について情報発信を行います。
④	エコドライブ・エコ整備等の取組の啓発を行います。(再掲)
(36) 行政の省エネルギーの推進	
①	「館林市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、市役所全体での省エネルギーへの取組や高効率機器等の導入等を推進します。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
[43]	省エネルギー行動の実践	[43]	省エネルギー製品を開発・販売する
[44]	家電の買い替え時には省エネ型や高効率型の製品を選ぶ	[44]	オフィス機器の更新時には、高効率機器へ切り替える
[45]	「COOL CHOICE」運動に賛同する	[45]	環境マネジメントシステムを実践する

行動目標<16>

循環型社会を形成する

有限な資源を有効利用し、エネルギー消費の抑制や最終処分場を確保するために、ごみになるものの量を減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、再資源化する（リサイクル）の3Rの取組を進め、循環型社会の形成を推進します。

施策

(37) リデュースの推進	
①	生活ごみを減らすために、ごみ有料化と指定袋導入を検討します。
②	廃棄物減量等推進員と協力しながら、市民へのごみ分別指導等によりごみの分別を徹底します。
③	マイバッグ運動・マイボトル運動等、繰り返し使える容器の利用を推進します。
④	フードドライブや食べきり運動等により、食品ロス削減の取組を推進します。
⑤	ごみゼロ協力店登録制度や、展開検査による事業者訪問等により、事業系ごみの減量を推進します。
⑥	農商工連携により、地元食材を活用した地産地消を推進します。
⑦	河川敷や水辺の清掃活動やごみの持ち帰り等、プラスチックごみの海洋への流出防止に関する普及啓発を行います。
(38) リユースの推進	
①	フリーマーケット等を開催し、リユースできるものの活用や普及啓発を行います。
②	事業者自らが責任を持って、過剰包装や流通包装廃棄物の抑制、リユース・リサイクル可能な製品の店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかけます。
(39) リサイクルの推進	
①	カン、ビン、ペットボトル、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、金属・小型家電、廃食用油などを回収し、再資源化を推進します。
②	リサイクル事業者の育成支援を行い、適切なリサイクルの実施を推進します。
③	下水汚泥やごみ焼却灰の再利用を行い、資源として有効に利用します。
④	生ごみの堆肥化や剪定枝等のチップ化等の再利用を推進します。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
[46]	ものは大切に使用し、長期間使用する	[46]	廃棄物の減量化に努め、法律に基づいた、ごみの排出を行う
[47]	買い物にはマイバッグ、マイボトル等を持ち歩く	[47]	環境に負荷の少ない原材料の調達等に努める
[48]	ごみの分別方法を守り、資源物の回収に協力する	[48]	環境に負荷の少ない商品等の研究開発・普及販売等に努める

行動目標<17>

低炭素なまちを形成する

住宅や建築物の省エネルギー化、高効率化を進め、公共交通や自転車・徒歩利用の促進のほか、エネルギーを有効利用することにより、低炭素なまちを形成していきます。

施策

(40) 建築物の省エネ化の推進	
①	建築物の建築時の省エネルギー化推進に向け、建築物省エネ法やエコまち法・品確法、ZEB、ZEH等の情報提供を行い、建築物の省エネ化を推進します。
②	公共施設の省エネルギー化推進のため、中長期計画を策定・推進していきます。
(41) 公共交通等の利用促進	
①	公共交通機関や自転車、徒歩等の利用促進のため、市内全域でのノーマイカーデー等の推進を行います。
(42) エネルギーの有効利用の推進	
①	たてばやしクリーンセンター排熱の公共施設等への有効利用を促進します。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
[49]	住宅の建築、リフォームの際には、高い性能の省エネ化や断熱化など省エネ型の建築物にする	[49]	建築物の建築、リフォームの際には、高い性能の省エネ化や断熱化など省エネ型の建築物にする
[50]	ノーマイカーデーを設定し、公共交通機関や自転車・徒歩等を利用する日をつくる	[50]	ノーマイカーデーを設定し、公共交通機関や自転車・徒歩等を利用する日をつくる
[51]	ウォーキングやサイクリングで里沼巡りをする	[51]	ZEB等の検討を行う

行動目標<18>

コンパクトなまちを形成する

地域の特性を生かした拠点づくりと地域間での連携を高めつつ、公共交通や生活交通などのネットワーク形成により、個々にまとまりのあるコンパクトなまちを形成することで、地域からの温室効果ガスの削減へつなげます。

施策

(43) コンパクトシティの推進

- ① 「館林市立地適正化計画」に基づき、コンパクトシティと交通ネットワークの融合による多極ネットワーク型コンパクトシティを推進していきます。

(44) 暮らしやすい生活圏の実現

- ① 中心拠点及び地域拠点の役割や方向性に応じた都市機能の維持や誘導を図り、地域拠点では日常生活に必要な生活サービス機能を確保するとともに、中心拠点との機能補完を行います。
- ② 公共交通が容易に利用できるとともに、日常生活に必要な施設が立地する地域への居住誘導を行います。

(45) 交通ネットワークの形成

- ① 鉄道やバス路線を維持し、利便性の確保や利用促進に向けた取組を推進します。
- ② 交通結節点における機能の強化を図ります。
- ③ 自家用車利用から公共交通利用への転換を促すための環境整備や利用者の意識を醸成するための取組を推進します。

(46) コミュニティ醸成の推進

- ① 地域における‘まちのまとまり’を形成し、日常的なコミュニティを維持し持続させるための取組を進めます。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
[52]	コンパクトシティに関する情報を収集し、理解・協力する	[52]	コンパクトシティに関する情報を収集し、理解・協力する
[53]	自家用車の利用を控えて公共交通を利用する	[53]	公共交通の利便性の向上に努める
[54]	地域のコミュニティの活動に参加する	[54]	地域のコミュニティの活動に参加する

行動目標<19>

気候変動に適応する

昨今、短時間強雨の発生による自然災害や熱中症による救急搬送者数の増加など、地球温暖化などの影響による気候変動がみられていることから、これらの将来的な影響を見据えたうえで、適応するための対策を推進していきます。

施策

(47) 健康被害対策の推進	
①	館林市暑さ対策本部及び館林市暑さ対策市民会議との協働によるCO ₂ 削減や涼化対策、熱中症対策を推進していきます。
②	感染性媒介生物（デング熱媒介蚊）に関連する情報提供を行います。
(48) 自然災害対策の推進	
①	農地の水源涵養等多面的機能の活用や道路等の雨水の地下浸透を促し、雨水の流出抑制・排水対策を推進します。
②	災害発生時の被害の未然防止のために、館林市ハザードブック、大雨・洪水タイムライン、たてばやし安全安心メールの周知徹底等を推進します。
③	自主防災組織の結成・取組を支援し、災害への備えを促します。
(49) 適応型農業の推進	
①	高温化に対応した農産物の栽培方法や品種等に関する情報収集を行います。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
[55]	日ごろから暑さ対策、熱中症対策に関する情報を確認する	[55]	日ごろから暑さ対策、熱中症対策に関する情報を確認する
[56]	日ごろから災害への備えを行っておく	[56]	日ごろから災害への備えを行っておく
[57]	自主防災組織の取組に参加する	[57]	自主防災組織の取組に参加する

基本目標5

自らが行動するまち

行動目標<20>

環境への理解を深める

日々の暮らしと環境との関わりの深さに関する気づきの機会を提供し、環境情報の共有化を図ることにより、環境に関する理解と関心を深め、環境活動への参加を促します。

施策

(50) 環境に配慮したライフスタイルの啓発

- | | |
|---|---|
| ① | 「エコシティ」（環境情報紙）や市ホームページ等により環境に関する情報を定期的に発信します。 |
| ② | 各種イベント等により環境に優しいライフスタイルの普及啓発を推進します。 |
| ③ | 市有施設等において環境に関する情報提供コーナーを設置し、普及啓発を行います。 |
| ④ | 「館林市環境賞」や各種環境に関連する表彰事例、及び「たてばやし学校エコライフ活動」等での優良取組について情報発信を行い、取組の普及啓発を行います。 |

(51) 環境にやさしい企業活動の推進

- | | |
|---|---|
| ① | 優良企業への表彰等により、企業の環境配慮活動の拡大を推進します。 |
| ② | 事業所の環境マネジメントシステムの導入・運用支援や企業の気候変動対策に関する情報を提供します。 |

(52) 多様性に配慮した環境情報の発信

- | | |
|---|--|
| ① | 在住外国人等に向けて、多言語や多文化に配慮した、ごみの分別方法や環境情報等の発信を行います。 |
|---|--|

市民・事業者の取組

市民		事業者	
[58]	環境に関する情報の収集や情報交換を図る	[58]	環境に配慮した企業活動を実践する
[59]	環境イベント等に積極的に参加する	[59]	自社のイベントで環境配慮を実践したり、市が主催する環境イベント等に積極的に協力する
[60]	優良取組を家庭でも実践する	[60]	企業における気候変動対策に関する情報を収集し、実践する

行動目標<21>

環境の学びの場を育む

子どもから大人まで環境について深く学ぶための機会の提供等を進めて、環境の学びの場を育んでいきます。

施策

(53) 環境学習の場や機会の提供	
①	自然観察会や森林学習等、身近な自然環境について学ぶ機会を提供します。
②	環境に配慮したライフスタイルや環境全般に関する環境講座や出前講座を実施し、学びの機会を提供します。
(54) 学校での環境教育の推進	
①	学校での環境教育を推進します。
②	「たてばやし学校エコライフ活動」の取組を推進します。
③	「緑の少年団」や「こどもエコクラブ」の普及啓発に努めます。
(55) 環境活動リーダーや指導者の育成	
①	廃棄物減量等推進員や環境ボランティア等の養成・活動を支援します。
②	市と協働で環境活動を推進する事業者や大学等との連携を図ります。

市民・事業者の取組

市民		事業者	
[61]	環境に関するセミナーや出前講座に参加する	[61]	社員教育の中に、環境についてのプログラムを導入する
[62]	学校での環境学習講座や学校エコライフ活動に協力する	[62]	学校での環境学習講座への講師派遣などに積極的に協力する
[63]	環境活動リーダーや指導員の養成講座を受講する	[63]	協働での環境活動を推進する

行動目標<22>

環境の活動の場を広げる

個人やグループでの環境活動の支援や協働での活動体制の整備を進めて、多くの人が参加できるように、活動の場を広げていきます。

施策

(56) 環境活動の支援

- | | |
|---|---|
| ① | 地域で環境活動を行う個人や団体等の育成・支援を行います。 |
| ② | 「館林市環境賞」等により環境活動を行う個人や団体の取組を顕彰し、広く周知します。 |
| ③ | 県地球温暖化防止活動推進員、環境アドバイザーとの連携により、効果的な環境活動を推進します。 |

(57) 協働で活動できる体制の整備

- | | |
|---|--|
| ① | 環境活動団体や事業者、大学、行政等が協働で環境活動に取り組める体制等の整備を検討します。 |
|---|--|

市民・事業者の取組

市民		事業者	
【64】	環境活動を行うときは、他の団体や事業者との情報交換や連携を考える	【64】	市民団体と協力して環境活動を実践する
【65】	自らの環境活動をPRして、協力者を募る	【65】	市や市民の環境活動へ支援・協力する
【66】	協働での環境活動に参加する	【66】	協働での環境活動に参加する

